

[2] 出入口 (政令第18条)

基本的な考え方

出入口は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に通過できる必要がある。

車椅子使用者等に配慮して、段差を設けないことが原則であり、引き戸や自動ドアなど容易に開閉して通過できる構造とする。

また、戸の前後には、車椅子使用者等が待機できるスペースを設ける。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

条例逐条解説 P.74~76
建築設計標準 P2-67

建築物移動等円滑化基準		解説	
移動等円滑化経路	幅員の確保	●幅は、80cm以上とすること。	幅については有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。
	戸の構造 前後のスペース	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	戸の前後に車椅子の待機や方向転換のための水平なスペースを確保する必要がある。自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cmが原則として必要。
	風除室	●風除室内で方向転換が求められる場合等は、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設等により、進行方向がわかるようにしなければならない。	[14]案内設備までの経路 参照
望ましい整備		解説	
(自動ドア)	戸の構造	○扉は、引き戸(自動式の方がよい)とする。	車椅子使用者や上肢障がい者等が開閉しやすい形式とする。
		○店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。	
		○物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障がい者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とすることが望ましい。	
		○主要経路の出入口に回転戸を使用することは避ける。	
		○自動ドアを設ける場合、車椅子使用者等は引き戸または引き分け式が通行しやすい。	
		○自動ドアは車椅子使用者等の通行を考慮し、扉の開放時間を十分考慮する。(すみやかに開き、閉まるのは遅くする。)	
		○起動装置は、視覚障がい者、車椅子使用者等の通行については支障なく作動するよう配慮する。	
(引き戸) (開き戸)		○非常時の対応のため、手動式の戸を併設する。	車椅子使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。
		○高齢者、障がい者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さに安全センサーを設置する。	
		○手動式の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り式とする。	
		○やむを得ず、開き戸を設置する場合、ドアクローザーにより、車椅子使用者等の進入を考慮した開閉時間を確保する。	
	○開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子がわかるような窓を設ける。窓は、車椅子使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とする。		
	○アルコーブを設ける場合は、車椅子使用者等の開閉動作等がしやすいよう、取っ手側には袖壁を設ける。		

幅員の確保	<p>○車椅子使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅員は120cm以上とし、それ以外の出入口は90cm以上とする。</p>	<p>→ JIS T9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。 (例: テニス用車椅子幅87cm)</p>
音声案内	<p>○ドアの場所や形状について、音声で案内する。</p> <p>○出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。</p>	<p>→ 視覚障がい者は音声案内がない場合、ドアの位置やドアの開け方(押しボタン式・自動ドア等)を把握することが難しい場合がある。</p>
室名表示	<p>○戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名等を表示する。 なお、視覚障がい者の利用に配慮し、文字を浮き彫りにする又は点字を併記する。</p>	<p>→ 設置高さは、床から140～160cm程度とする。</p>
屋根・庇	<p>○雨に濡れないよう、屋根または庇の下で車の乗降ができるよう配慮する。</p>	
戸のガラス	<p>○戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス(合わせガラスまたは強化ガラスをいう。)を用いる。</p> <p>○無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは衝突の危険があるため、目の高さの位置に横棧をいれるか、色や模様等で十分識別できるようにする。(高齢者の黄変化した視界では見えにくいいため青色は避ける。)</p> <p>○フットレストの高さ(床から35cm程度までの部分)はガラスの使用を避けること。</p> <p>○衝突防止のため手すりを設置する。</p>	<p>ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針(昭和61年建設省住指発第116号、117号)」等を参照する。</p> <p>→ フットレストを活用してドアを開閉する車椅子利用者もいるため、ガラスが割れる可能性がある。</p>
マット	<p>○玄関マットは、埋め込み式とし、はけ状のものは使用しない。 また、しっかりと端部を固定する。</p>	<p>→ はけ状のものは、車椅子で動きにくい。また、端部を固定していないと、杖先を引っ掛ける危険性がある。</p>
取っ手	<p>○取っ手は使いやすい形状のものとし、床面から90cm程度の位置に設置する。</p>	<p>→ 手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする。</p>
照明色	<p>○夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。</p> <p>○戸や取っ手の色は、色の対比や明度差に配慮し、色弱者の人も認知しやすい色の組み合わせとする。</p>	<p>→ 色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-16～17及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」(大阪府作成)参考-233参照</p>

解説図一覧

図 2.1 幅の取り方	●
図 2.2 出入口の有効幅員	●○
図 2.3 使いやすい取っ手	○
図 2.4 開閉スペースの確保・庇	●○
図 2.5 呼び出し設備(インターホン)・誘導鈴	●○
図 2.6 玄関ドアの感知方式	●○
図 2.7 建築物の出入口の改善事例	○
図 2.8 利用居室の出入口の改善事例	○

チェック項目(政令の基準)

移動等円滑化経路	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

関連する章

・[14]案内設備までの経路

● 図 2.1 幅の取り方

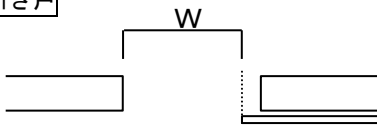
● 政令・条例の基準
○ 望ましい整備

※幅については有効幅員をいい、

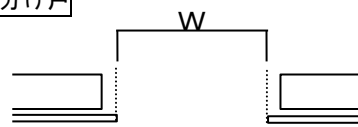
引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。

【自動扉の場合】

片引き戸

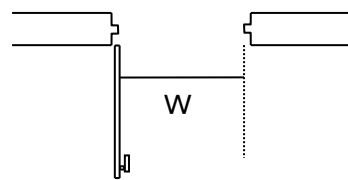


引き分け戸

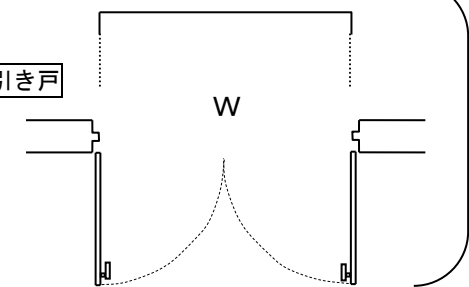


・自動扉では、以下の開き戸は突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しない。

片開き戸

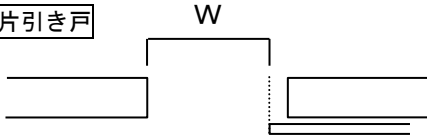


両引き戸

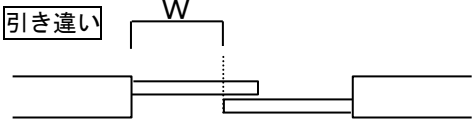


【手動扉の場合】

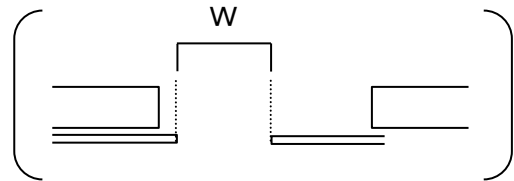
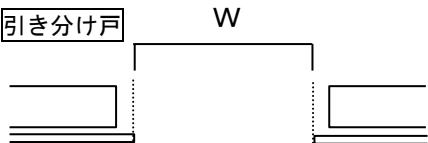
片引き戸



引き違い

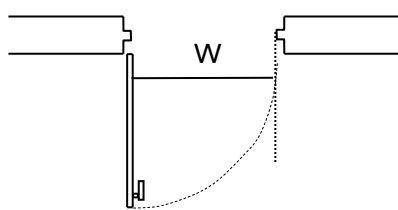


引き分け戸

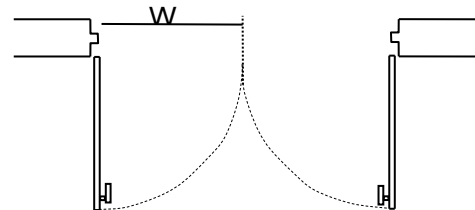


・ただし、自動的に閉まる構造の扉の場合は、右図とする

片開き戸

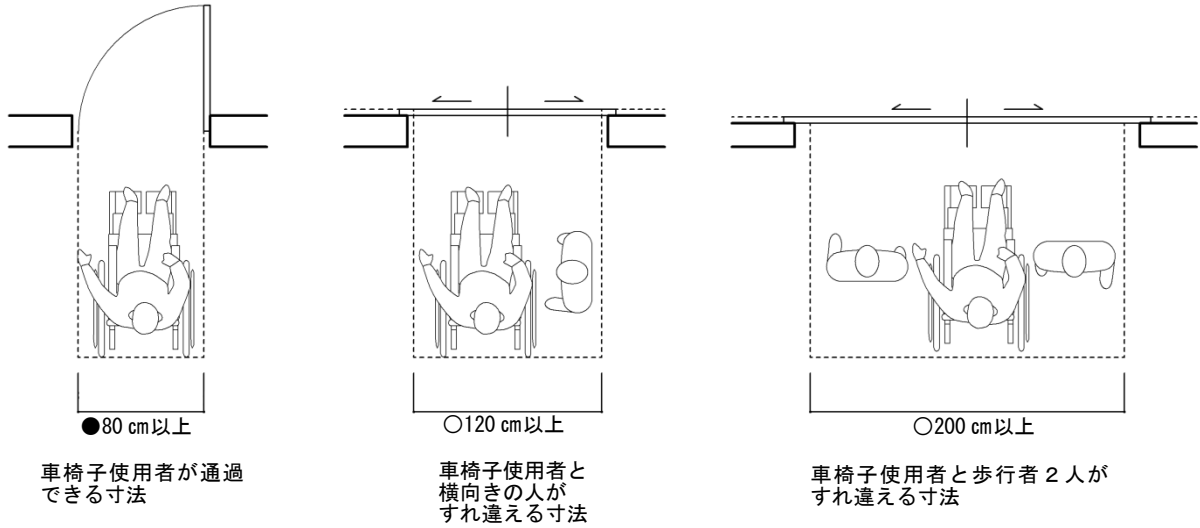


両開き戸



●政令・条例の基準
○望ましい整備

●○図 2.2 出入口の有効幅員



○図 2.3 使いやすい取っ手

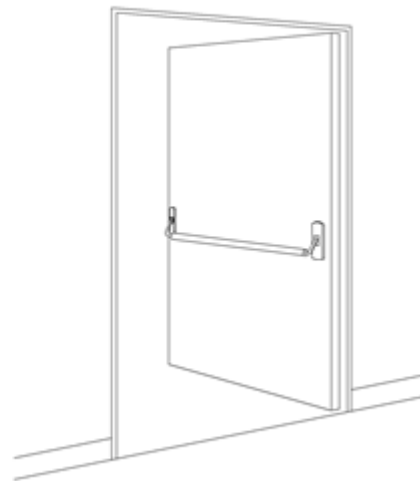
棒状



プッシュプルハンドル



パニックバー



レバーハンドル



✕ 握り玉

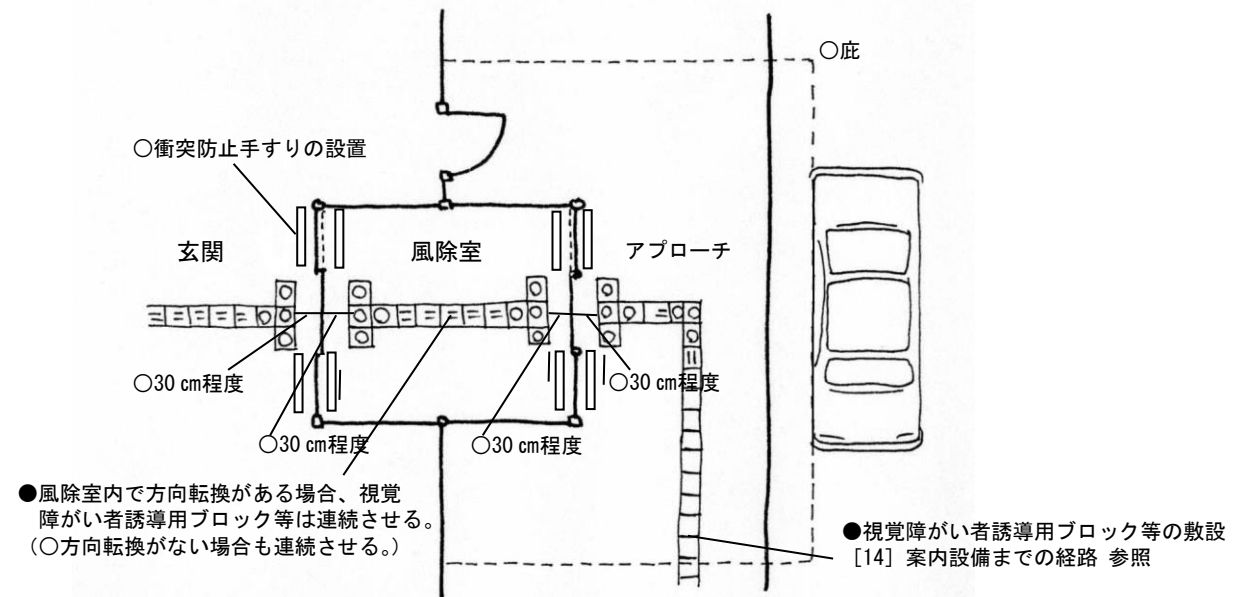


・非常時に簡単な操作で開けられる扉

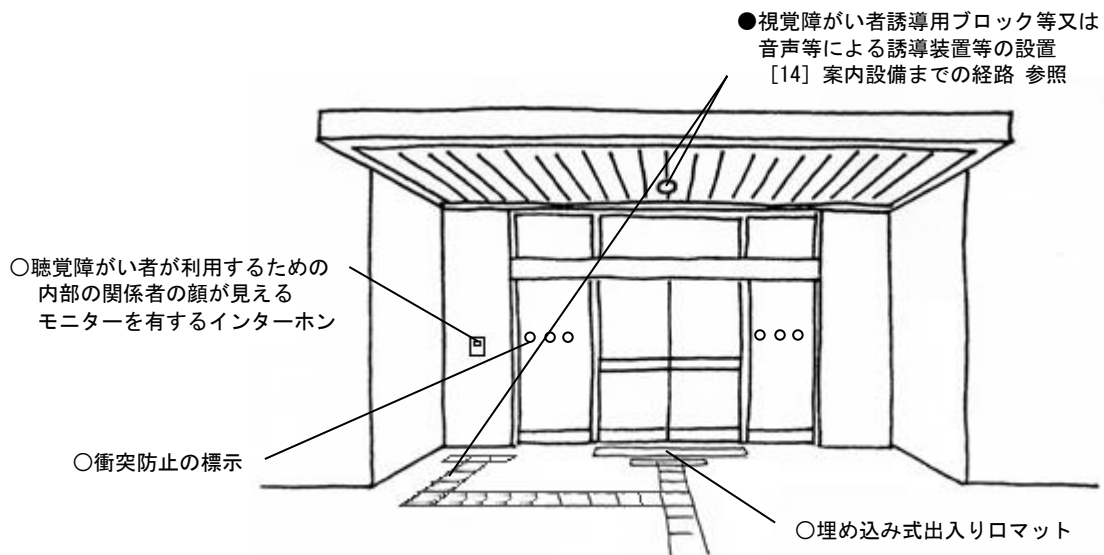
・握り玉はレバーハンドル等に比べ、大きく回転させなければならないため、握力の弱い人には使いにくい

●政令・条例の基準
○望ましい整備

●○図 2.4 開閉スペースの確保・庇



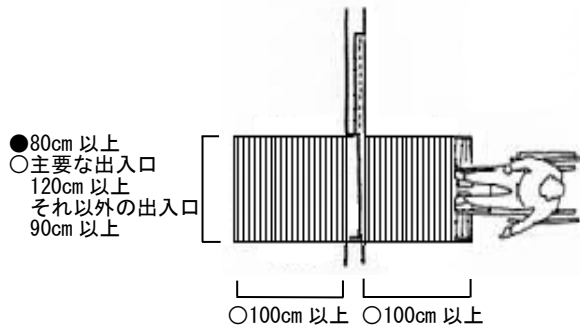
●○図 2.5 呼び出し設備（インターホン）・誘導鈴



●○図 2.6 玄関ドアの感知方式

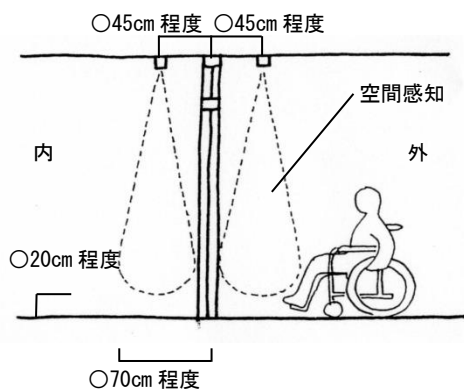
●政令・条例の基準
○望ましい整備

マットスイッチ（床面感知）



- ・マットスイッチにはゴムマットとアルミマットがあるが、ゴムマットは摩擦したときにつまずきやすくなること、またアルミマットは杖などが滑りやすい。
- ・両マットが小さく、ドアの直前にあると車椅子でマットを踏む前にフットレストがドアに当たって作動させられなくなるので、マットは少し大きめにする。

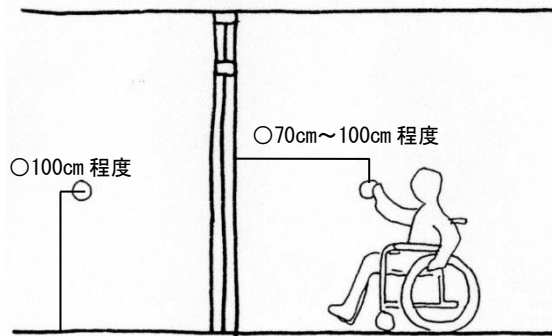
超音波スイッチ（空間感知）



- ・超音波スイッチは車椅子使用者もカバーできるように広範囲に感知できるようにする。

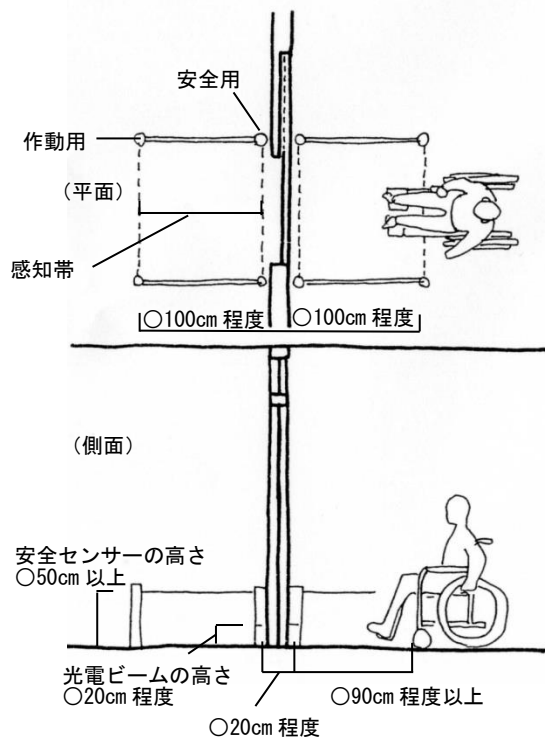
- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

押しボタンスイッチ（点感知）



・ドアに直接設けたスイッチは車椅子では
接近しにくいので、脇に副スイッチを設ける。

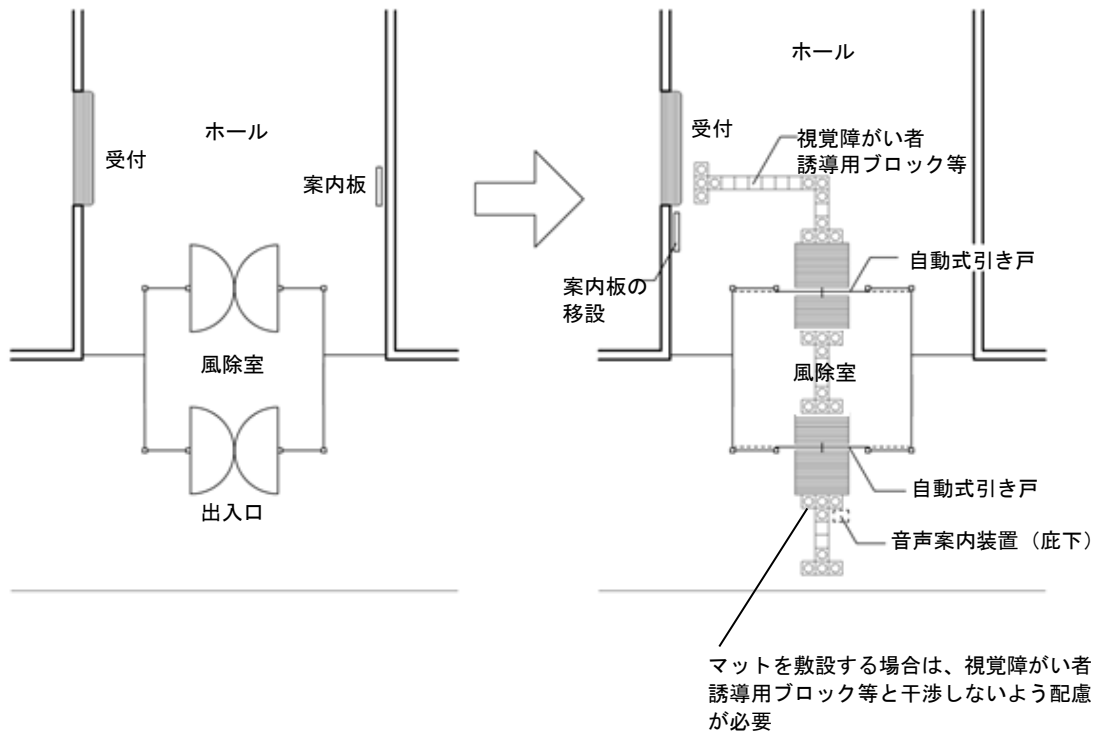
光線スイッチ（線感知）



- ・光線スイッチは温度変化や直射日光などの影響を受けやすいので注意する必要がある。
- ・車椅子使用者や歩行困難者がドアに挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置する。

- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

○図 2.7 建築物の出入口の改善事例



○図 2.8 利用居室の出入口の改善事例

